

「移転に伴う残置家具什器、配線等の撤去及び買取または廃棄処分業務」に係る一般競争入札

入札説明資料

令和8年8月17日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I 入札説明書

II 入札心得

III 仕様書

別紙 閲覧資料

- ・ 閲覧資料① 処分委託業務に係る受託者の事業内容
- ・ 閲覧資料② 収集運搬業者連絡票
- ・ 閲覧資料③ 現状図面
- ・ 閲覧資料④ 廃棄予定備品リスト
- ・ 閲覧資料⑤ 現ビル工事搬入作業ルール

(※ 仕様書の別紙閲覧資料は「様式1 秘密保持に関する確認書」の提出をもって交付いたします。)

IV 契約書（案）

VI 申請書様式

様式1 秘密保持に関する確認書

様式2 競争参加資格確認申請書

様式3 委任状

様式4 入札書

様式5 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和8年8月17日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- （１）入札件名：移転に伴う残置家具什器、配線等の撤去及び買取または廃棄処分業務
- （２）仕 様 等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- （３）契約期間等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- （４）履行場所：「Ⅲ 仕様書」のとおり。

2 競争参加資格

- （１）独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する（信用基金のホームページの契約関連情報を参照のこと。）。
- （２）公告日において令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）税の滞納がないこと。
- （５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- （６）入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。
- （７）入札説明書等の交付期間に別紙「様式1 秘密保持に関する確認書」の提出に基づき開示した「Ⅲ仕様書の別紙閲覧資料①～⑤」を受領している者であること。

3 入札者の義務

入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

4 入札参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロード可能。<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

（ア）競争参加資格確認申請書（様式2）

（イ）全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

（ウ）委任状（代理人を選出する場合。様式3）

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参、郵送（信書便を含む。）又は電子メールにより提出すること。

なお、下記⑤の提出期限までに到着していること。

⑤ 提出期限

令和8年8月28日（金）12時

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く。）とする。

⑦ 提出先

15の担当部署。

⑧ 提出された申請書類の取扱いについて

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和8年9月1日（火）までに発送する。

5 入札説明書等の交付期間

令和8年8月17日（月）～ 令和8年8月27日（木）16時まで、メール等で個別配布する（Ⅲ仕様書の別紙閲覧資料①～⑤を閲覧する場合、様式1 秘密保持に関する確認書の提出が必要）。

6 入札説明書等に対する質問

（1）質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式自由）により、原則として電子メールにて照会すること。

（2）電子メールアドレス

Mail : soumu@jaffic.go.jp

（3）質問の受付期限

令和8年9月2日（水）16時

（4）質問に対する回答は、原則として信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

（5）書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで公表する。

7 入札の日時・場所

（1）日時

令和8年9月4日（金） 10時

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
入札が終了次第、開札を行うこととする。

（2）場所

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
信用基金 会議室

（3）受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日 10時から16時まで（12時から13時
までを除く。）とする。

(4) 提出書類

※様式については、信用基金のホームページの契約関連情報からダウンロード可能。<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

- ① 入札書（様式4）及び内訳書 各1部
- ② 競争参加資格認定通知書 1部
- ③ 委任状（代理人を選出する場合。様式3） 1部

(5) 提出方法

入札書を持参して行うこととし、郵送（信書便を含む。）による場合は、上記期限までに到着していること。電子メール等によるものは認めない。

8 入札書の作成方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書を内訳書と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「移転に伴う残置家具什器及び残置配線撤去・及び買取または廃棄処分業務の入札に係る入札書 在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。
- (4) 入札手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金
全額免除する。

9 入札の無効

入札心得第10条の規定に該当する入札は無効とする。

10 開札の日時・場所

令和8年9月4日（金） 入札終了後

場所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー
28階 信用基金 会議室

11 落札者の決定方法

信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ①件名
- ②入札公告日
- ③入札日
- ④入札参加者数
- ⑤落札者の商号又は名称（法人番号を併記）・住所
- ⑥落札金額
- ⑦その他必要な事項

13 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
 - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「Ⅳ契約書（案）」による。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式5）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めている。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者で、入札に参加されなかった事業者又は企画提案書を提出いただかなかった事業者より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えている。

については、上記趣旨をお酌み取りいただき、本アンケート調査へご協力願いたい。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ない。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用しないので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いである。様式については、信用基金のホームページ契約関連情報

(<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) からダウンロードいただきたい。

15 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

信用基金 総務部 総務課

電話：03-3434-7815

Mail：soumu@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、信用基金との関係に係る情報を信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

Ⅱ 独立行政法人農林漁業信用基金入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）の提出を持参又は郵送（信書便を含む。）により行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第11条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者

又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (2) 請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (3) 請負契約のうち、地質調査業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) その他の請負契約にあつては、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

(同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあっては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 仕様書

1 入札件名

移転に伴う残置家具什器、配線等の撤去及び買取または廃棄処分業務

2 業務の概要

信用基金は、令和8年9月23日までに愛宕グリーンヒルズMORIタワー（以下「現ビル」という。）より移転し、令和8年9月24日から大手町ゲートビルディング（以下「新ビル」という。）で業務を開始する予定である。

これに伴い、現在入居している現ビル入居フロアー内に残置されている家具、什器、不要機器設備等及び残置（電源、LAN、TEL等）配線の撤去・解体・搬出後、適正に買取または廃棄処分を実施する。

3 実施期間

契約日から令和8年9月30日まで。（本契約期限：令和8年10月31日を予定）

4 主な業務の予定スケジュール

- ・令和8年7月31日 新ビル引き渡し
- ・令和8年8月上旬 C工事開始
- ・令和8年9月中旬 C工事検査・引き渡し
- ・令和8年9月19～23日 移転
- ・令和8年9月24日 新ビル業務開始
- ・令和8年10月1日 現ビル原状回復工事開始
- ・令和8年12月31日 現ビル返却

○調達案件間の入札制限

相互けん制による関連業務間の入札制限はない。

5 対象施設概要

（1）搬出場所 住所：東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

6 業務範囲

- ① 上記5（1）に残置されている家具、什器及び不要機器設備の解体作業及び搬出運搬作業後適正に買取または廃棄処分を行う業務。

対象品目については下記B項（2）及び別紙閲覧資料④を参照。

- ② 上記5（1）に残置されている床下配線（電源、ネットワーク、電話）に関する機器及び配線の撤去廃棄処分。ただし、各分電盤内配線、階跨ぎの各種配線撤去については本業務の対象外とする。

- ・電源ケーブルについてはテナント分電盤以降の2次側配線の撤去とする。（分電盤は残置）
- ・電源ケーブルの撤去作業について、必ず電気工事士資格を有した者にて作業を行う事とする。
- ・ネットワーク電話配線については、残置機器・配線の両方を撤去とする。

A 共通事項

- (1) 安全基準関係法令の安全基準に基づく工事計画の策定
- (2) 什器解体作業、運搬費用、搬出に要する養生等すべての費用は本調達に含むものとする。
- (3) 信用基金の指示及び搬出ビルの基準に基づき、詳細要望取りまとめ及び調整。
- (4) その他信用基金が廃棄作業に際して必要と認める業務。

B 移転に伴う残置家具及び什器撤去・買取及び廃棄処分作業に係る各種資料について

- (1) 以下の資料は、仕様書別紙閲覧資料として「秘密保持に関する確認書」（様式１）の提出をもって交付する。

① 現ビル図面 別紙閲覧資料③

② 廃棄予定備品リスト 別紙閲覧資料④

- (2) 残置予定品の種類等

信用基金が処分を委託する主な残置予定品の種類、数量及び性状等は次のとおりとする。

なお、下表及び別紙閲覧資料③・④に記載する品目及び数量はあくまで参考であり、実際の品目及び数量とは異なる場合がある。そのため、対象物の種類、数量、配線状況その他必要事項については必ず入札前（９月４日）に現地確認の上、積算を行うこと。

下記リストについては全体量把握の為主要な製品についておおよその数量を記した物である。

番 号	残置予定品の名称	予定数量 (単位)	残置物の性状・荷姿・取り扱う際に 注意すべき事項等
1	スチール事務机 ※2400x1400x720 相当	140 台	性状：固形物 荷姿：バラ（容器等による梱包なし）
2	事務椅子（各種）	160 脚	
3	ミーティングセット	12 セット	
4	デスクワゴン	130 台	
5	ローキャビネット（書庫） ※900x450x1100 相当	40 台	
6	ハイキャビネット（書庫） ※900x450x2100 相当	75 台	
7	ネットワークラック	1 台	
8	手動ムーブラック（要施工解体） ※1800x900x2100 相当	15 連	
9	ローパーテーション ※900x50x1500 相当	70 枚	
10	金庫及び耐火ファイルキャビネット	2 台	

C 受託者の要件

産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物処分量の許可を取得していること。

D 処分の方法、買取について

委託した産業廃棄物の処分については、適正な方法で行うこと。処分又は再生を委託する場合には、産業廃棄物処分業者その他の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

また、受託者は置物のうち再利用可能な物品について買取を希望する場合以下のことに留意すること。

1. 信用基金に対し買取希望リストおよび査定額を提示するものとする。
2. 信用基金は、提示された査定額を確認のうえ、買取の可否を決定する。
3. 買取が成立した物品については、産業廃棄物として扱わないものとし、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の対象外とする。
4. 買取が成立しなかった物品については、本仕様書に基づき適正に廃棄処分を行うものとする。
5. 入札金額については買取金額の減額分を考慮した金額とすること。

E 受託者の事業範囲

受託者は、産業廃棄物の処分場を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付すること。

なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

また、閲覧資料①「産業廃棄物処分委託業務に係る受託者の事業内容」に必要事項を記入して契約書に添付すること。

F 収集運搬業者

受託者の処分施設への廃棄物搬入は、受託者もしくは受託者責任の基に契約した収集運搬業者が行う。

なお、収集運搬業者の名称、住所、登録車両一覧表等は収集運搬業者との契約締結後、閲覧資料②「収集運搬業者連絡票」で連絡する。

G 委託業務の範囲

(1) 産業廃棄物の処分

受託者は、収集運搬業者が搬入する当該廃棄物の運搬及び中間処理施設において、法令等に従い適正に処分するまでを本業務の範囲とする。

(2) 廃棄物の搬入日

令和8年9月30日（水）迄に完了

H マニフェスト

- (1) 信用基金は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて収集運搬業者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の搬入の都度、収集運搬業者からマニフェスト（C1・C2・D・E票）の回付を受ける。
- (3) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に信用基金へ、C2（処分終了）票は収集運搬業者へ送付する。また、受託者はC1（処分業者保管）票を5

年間保存し、求めに応じて提出ができるようにすること。

- (4) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、信用基金から交付されたマニフェスト E（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を信用基金に送付する。
- (5) 信用基金は、受託者から送付されたマニフェスト D（処分終了）票及び E（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票、B 2（運搬終了）票とともに 5 年間保存し、求めに応じて提出ができるようにすること。
- (6) 電子マニフェストを使用する場合は関係法令及び運用基準に従い適切に処理すること。

I 最終処分の確認

- (1) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分（埋立処分又は再生）の場所（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力を別紙閲覧資料①の最終処分欄に記載すること。
また、受託者が、D 項により了承された二次処理先に搬出する場合については、当該二次処理先の場所等を同欄に併せて記載すること。
- (2) 受託者は、信用基金に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなければならない。信用基金は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。なお、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく信用基金に通知し、必要な情報を書面にて提出しなければならない。

J 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務について委託完了届を作成し、信用基金に提出しなければならない。

信用基金及び受託者は、契約書又は請書を法令により定められた添付書類とともに、委託契約終了後から 5 年間保存する。

また、処理後の当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに報告書として提出すること。

K 業務の調査等

- (1) 信用基金は、産業廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 信用基金は、受託者に対し、予告無く処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

L 契約の解除等

- (1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、信用基金はこの契約を解除することができる。
- (2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、信用基金はこの契約を解除することができる。
- (3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物の処分を自ら実行するか、もしくは信用基金の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせな

ければならない。

- (4) 受託者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、信用基金に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、信用基金は受託者に産業廃棄物を引き渡してはならない。

M 機密保持、資料の取扱い

受託者は、以下を含む機密保持および資料の取扱いをおこなうこと。

- (1) 受託者は、受託業務の実施の過程で信用基金が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本受託業務を実施するに当たり、信用基金から入手した資料等について適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ① 必要以上の複製はしないこと。
 - ② 用務に必要ななくなり次第、速やかに信用基金に返却すること。
 - ③ 受託業務完了後、上記に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を信用基金へ提出すること。
- (3) 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、信用基金が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

N 納品物

- (1) 産業廃棄物処分委託業務に係る受託者の事業内容・・・別紙閲覧資料①
- (2) 収集運搬業者連絡票・・・・・・・・・・・・・・・・別紙閲覧資料②
- (3) 産業廃棄物処理業の許可証等の写し及び運搬先フロー図
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

O 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、専門会社等の第三者に一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ信用基金の許可を得なければならない。

P 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

Q 搬出元：愛宕グリーンヒルズ森タワー

- ① 搬入作業に関する手続きについては別紙閲覧資料⑤「現ビル工事搬入作業ルール」参照のこと
- ② 9月24日(木)～30日(水)終日の搬出時間制限について
大規模搬入は平日23時以降及び土日作業とする。
※ 事前養生等の準備、解体などの作業については日中でも構わない。ただし大きな音の出る作業については平日日中作業の許可が下りない場合があるため信用基金と事前に協議を行うこと
- ③ 搬入に伴う館内養生範囲基本的には1F荷捌きからELVホール及びかご内また搬入対象フロア(28F)の廊下部へ養生を行う。
- ④ 搬入経路の指定上記③項目の養生範囲通り。
- ⑤ 搬入用ELV2台(No.21/22)有り。(専用運転はできない。共有のみとなる。)

⑥ 搬入口及び入場可能な車両制限（大きさ、高さ、トラック制限）

トラック：2 トンショートまで 車高制限 3.05 メートル

※2 トンロングや 4 トンはスペースが狭い為荷捌きに入場できない。

⑦ 搬入用エレベーター（台数、大きさ）（客用の利用可、不可）

搬入用 ELV2 台（No. 21/22）客用 ELV 利用不可（サイズは添付搬入マニュアル参照）

R 閲覧資料

仕様書の別紙の閲覧資料は「秘密保持に関する確認書」（様式 1）の提出をもって交付する。

以上

Ⅳ 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇以下「乙」という。）とは、次の条項により、「移転に伴う残置家具什器、配線等の撤去及び買取または廃棄処分業務」に関して契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別紙 仕様書に基づき、「移転に伴う残置家具什器及び残置配線撤去・及び買取または廃棄処分業務」（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 本契約の契約金額は、〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

（履行場所）

第4条 履行場所は、次のとおりとする。

以下履行場所（甲事務室）

①納入場所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

（契約期間等）

第5条 契約期間は、契約日より令和8年10月31日までとし、履行については別紙仕様書に定める日までとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（監督）

第7条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（検査）

第8条 乙は、業務を終了したときは、速やかに検査のため甲が指定した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から納入物件の納入を受けたときは、納入（履行）を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

- 4 乙は、第1項の検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

- 第9条 乙は、業務を完了したときは、第3条に規定する契約金額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第10条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

- 第11条 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、納入期限までに納入物件を納入することができない場合は、遅延日数に応じ、契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(業務完了後における説明等)

- 第12条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

- 第13条 甲は、第8条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

- 第15条 業務の納入前において、当事者双方の責めに帰すことができない事由により生じた損害は乙の負担とする。
- 2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

- 第16条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
 - 3 前二項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

- 第17条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、乙が前項各号に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

- 第18条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限(履行期限)若しくは納入期限(履行期限)経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 乙が前三号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、甲は、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

- 第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第20条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
 - (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。
- 2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除

により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(契約解除による違約金)

第21条 第18条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第22条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第23条 甲は、前二条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第24条 乙が第21条又は第22条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第25条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託（再請負を含む。以下同じ。）の相手方の住所、氏名又は名称及び生年月日（法人にあっては、代表者の生年月日。以下同じ。）、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託についてその内容を変更する必要があるときは、前項に規定する記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名又は名称、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

6 甲は、前二項の規定による書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託をする業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託をする金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前六項の規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

第27条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第29条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、
各々1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号
独立行政法人農林漁業信用基金
〇〇 〇〇〇〇〇 印
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

乙

代表取締役 印
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日